

広報

大野郡5町2村合併協議会

合併協議会だより

平成17年3月31日、「豊後大野市」誕生へ

大野郡5町2村の町村長が合併協定書に調印



大野郡5町2村それぞれの臨時議会(11月5日・15日)で、大野郡5町2村の廃置分合(合併)に関する5議案が原案のとおり可決されました。

11月20日(土)、三重町内のホテルにおいて、大野郡5町2村の町村長による「合併協定調印式」が行われ、同日に広瀬大分県知事に廃置分合(合併)申請書を提出しました。

合併申請後について

今回提出した廃置分合(合併)申請書に基づいて、県知事は総務省に協議を行い、内容の承認後、県議会に提案します。県議会で可決されれば、県知事が合併の決定処分を行い、総務大臣に届出をします。総務大臣がこれを告示することによって、大野郡5町2村の廃置分合(合併)、豊後大野市の誕生が法的に効力を発することになります。

2004

第21号

平成16年12月

「廃置分合(合併)関係5議案」を可決。

「廃置分合(合併)関係5議案」を可決。

11月5日(金)、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町で、11月15日(月)、三重町でそれぞれ臨時議会が開催され、廃置分合(合併)関係5議案が提案・審議され、原案のとおり可決されました。

議決された各議案の内容

1 大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町の廃置分合について

平成17年3月31日から、大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町を廃し、その区域をもって豊後大野市を設置することを大分県知事に申請する。

2 大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町の財産は、すべて豊後大野市に帰属させる。

3 大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町の廃置分合に伴う豊後大野市の議会の議員の定数に関する協議について

豊後大野市の議会の議員の定数は26人とする。

4 大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町の廃置分合に伴う豊後大野市の議会の議員の定数の特例に関する協議について

豊後大野市の議会の議員の定数は、設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、31人とする。

5 大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年3月31日から、大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町を廃し、その区域をもって豊後大野市を設置することに伴い、地域審議会の設置及び組織並びに運営に関する必要な事項について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項及び第2項の規定により、下記(抜粋)のとおり定めるものとする。

(目的)

第1条 この協議書は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町の区域(以下「設置区域」という。)ごとに地域審議会を設置する。

第2条 この地域審議会を豊後大野市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、市長の諮問に応じ、設置区域に係る次の事項について審議するものとする。

2 委員会は、必要と認める次の事項について意見を述べることができる。

(組織)

第5条 委員会は、設置区域ごとに委員20人以内をもって組織する。

(任期及び失職)

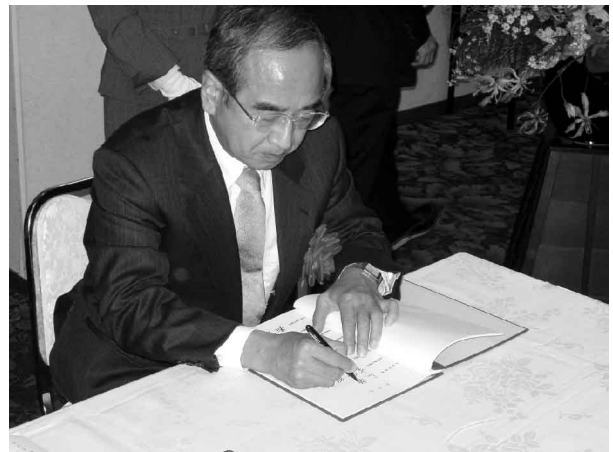
第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

合併協定調印式

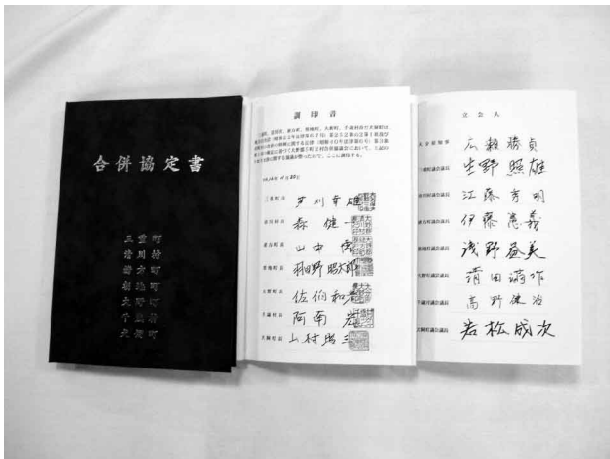
11月20日(土)、三重町内のホテルにおいて、大野郡5町2村の合併協定調印式が行われました。

三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町の7町村は、平成14年4月に任意合併協議会を設立し、以後2年7ヶ月間に及ぶ協議を経て、52項目の合併協定をまとめました。

調印式には、広瀬大分県知事をはじめ、大野郡選出佐々木県議会議員、合併協議会委員、県及び町村関係者が出席する中、7町村長により合併協定書の調印が行われました。続いて立会人として出席した7町村の議会議長から署名をいただき、最後に署名された広瀬大分県知事から各町村長一人一人に協定書が手渡され、豊後大野市の発展を祈念して8人で堅い握手が交わされました。



立会人として署名する広瀬大分県知事



合併協定書



合併協定書に署名する町村長



立会人として署名する7町村の議会議長



佐々木県議会議員

豊後大野市の誕生に向けて励ましとお祝いの言葉をいただきました。

広瀬大分県知事から祝辞をいただきました。

ただ今、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の5町2村の合併協定書への調印が、関係者の皆様のご出席の下、厳粛に執り行われましたことを、心からお喜び申し上げます。

平成14年4月に大野郡六町二村で「任意協議会」を設立されて以来、合併協議の一時凍結など、協議が難航する時期もあり、私もその行方を心配しておりました。しかし、地域の将来を見据え、足かけ3年にわたる協議を重ねられ、本日、調印の運びとなりましたことは、合併協議会委員の皆様方はもちろん、各町村長さん、各町村の議長さんをはじめ議会議員の方々、また住民の皆様、熱意とご努力の賜であり、これまでのご苦労に対し、深甚なる敬意を表する次第であります。



特に、公立おがた総合病院や清川村診療所の取扱いにつきましては、検討のため専門委員会を設け、12回にもわたる真摯な議論を重ね、新市における病院、診療所のあり方を検討されたと伺っております。議論が深夜にまで及んだことが何度もあったそうで、関係者の皆さんにとっては、合併に向けて意見の集約を行う上で大変なご苦労があったらと思います。

大野郡地域では従来より通勤、買い物など社会経済面では三重町を中心に深いつながりがあり、また全国で初めて広域連合を立ち上げるなど、行政面においても連携が深く、この度は、地域の将来にとって一番良い判断をしていただいたものと考えており、皆様方のご決断に心から拍手を送るものであります。

また、大野郡7町村の合併により、新たに豊後大野市が誕生しますが、これは本県にとって昭和40年の宇佐市発足以来、実に40年ぶりの新しい市の誕生ということになります。

市町村合併は、それ自体が目的でないことは言うまでもありません。少子高齢化が進む中で、住民の多彩なニーズに応えられるよう、行財政基盤を強固なものにするとともに、様々な分野において、これまでのあり方を見直し、住民の方々々が住んで良かったと思える地域をつくることこそが目的でなければならないと考えております。

この大野郡地域は、南に祖母傾山系を擁し、雄大に流れる大野川と肥沃で広大な台地という豊かな自然環境に恵まれ、数多くの農産物を生産する県内屈指の食糧供給地帯であります。その中に自然、伝統文化が生み出す県内でも有数の観光資源が各町村にあり、また、交流拠点となる「道の駅」や「里の駅」などの施設も多く、地域内外の交流が大いに期待できます。

現在、大分と熊本を結ぶ地域高規格道路として「中九州横断道路」の建設を進めておりますが、平成18年度には犬飼・千歳間で一部供用が開始される見込みであり、これから更に、この中九州横断道路をはじめ、新市における地域間を結ぶ道路ネットワークの整備を積極的に進めていきたいと考えています。どうか今回の合併を契機に、地域の多彩な観光資源・地域資源を、これまでの町村の枠組みを超え、一体的な活用を図ることによって、新市建設計画で目標とする「豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」を実現していただきたいと存じます。

私は県政ふれあいトークで県内各地を回っていますが、合併することによって周辺部が寂れてしまうのではないかと住民の方々への不安をよく耳にいたします。こういった不安に応えるため、県といたしましても来年度から新たに周辺部対策事業に取り組むこととしております。新しい市の一体的な地域づくりとともに、住民の皆様への不安を少しでも取り除き、地域の活力が向上しますよう、今後ともできる限りの支援を行ってまいります。

最後に、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の5町2村地域の今後ますますのご発展と、新しく生まれてくる豊後大野市の振興、そして、ご出席の皆様のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。お祝いの挨拶といたします。

合併協議会長あいさつ

大野郡5町2村合併協議会会長 芦刈 幸雄



ご来賓の広瀬大分県知事をはじめ、大分県議会の佐々木議員、そして合併協議会委員の皆様のご立会いの下で、大野郡5町2村の合併協定書に署名をさせていただきました。

町村長の皆さんとの署名を終えてみますと、私自身、いよいよこれから新しい市、豊後大野市がスタートを切る、という感慨を新たにいたしました。

先ほどの経過報告にもありましたように、大野郡5町2村の合併への道のりは決して平坦なものではありませんでした。法定合併協議会が昨年3月に発足いたしまして、以来1年8ヵ月間、さまざまな課題がございましたが、23回に及ぶ協議会での協議やそれぞれの町村における会議、住民座談会、また各種小委員会の開催等、協議会委員の皆様方や地域住民の皆様方の、積極的な対応のおかげをもちまして、全52の合併協定項目の確認を終え、本日の合併協定調印式を迎えることができました。

あらためて御礼申し上げます。皆様、ありがとうございました。

さて、大野郡5町2村は、今年度末、平成17年3月31日に、人口4万3千人、面積600平方kmの新しい市「豊後大野市」としてスタートすることになります。ご案内のように、これからの地方自治体を取り巻く環境は大変厳しく、過疎化や少子高齢化が進む中で、多様化・高度化する行政需要へ如何に対応するか、基礎自治体として自己決定・自己責任の原則が強く求められてきております。このような課題に対処し発展するには、合併によるスケールメリットを徹底的に追求し、行財政基盤の強化を図ることが最重要であると考えています。

新市まちづくり計画の中で明らかにしておりますとおり、豊後大野市は、「豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」を、新市の都市像としております。そのためには、この地域の豊かな自然や歴史・文化の資源を活かすとともに、住民の皆様一人一人が郷土への誇りを持ちながら、新しいまちづくりに参画することが必要となります。本日ご列席の5町2村の関係者の皆様方には、豊後大野市の発展のための体制整備につきましまして、さらなるご支援、ご協力を引き続き賜りますようお願いする次第でございます。

また、今回の合併協議に際し、大分県におかれましては、重点支援地域の指定とそれに基づく支援、さらに、市町村振興局や大野地域支援本部からの助言やご指導など格段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。合併まで残された期間は5ヵ月足らずとなりましたが、まだまだ多くの課題が山積しております。今後とも、大野郡5町2村、さらには新たに誕生する豊後大野市に対し、格段のご指導、ご支援を賜りますよう重ねてお願いいたします。

最後になりますが、本日の合併協定調印式にご臨席賜りました広瀬大分県知事をはじめご来賓のかたがたに心よりお礼を申し上げ、大野郡5町2村合併協議会を代表してのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

合併協定調印式までの経過報告

調印に先立ちまして、合併に向けたこれまでの取組みにつきまして、経過報告を申し上げます。

三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町よりなる本地域は、古くから一体感の強い地域であり、平成8年4月には、全国に先駆けて大野郡の全町村で構成する「大野広域連合」を発足させ、広域行政サービスの推進に努めてきたところです。本地域においては、平成12年12月に大分県が公表した市町村合併推進要綱を受け、これまでの広域行政の蓄積を踏まえ、大野郡6町2村の合併についての研究を進めるため、平成13年3月26日に大野郡町村合併研究協議会を設立しました。さらに、平成14年4月1日には、この研究協議会を発展的に改組し、大野郡六町二村任意合併協議会を設立しました。

この任意協議会では、計11回に及ぶ協議会で、合併における基本事項の確認や検討を重ね、また、「新しいまちの将来構想」を作成し、シンポジウムや町村別説明会等を開催することで、合併の意義や課題の啓発普及に努めてまいりました。

その後、平成15年1月には、構成町村のひとつである野津町が、臼杵市との合併を目指し本地域の合併協議から離脱するという事態を乗り越え、大野郡5町2村は合併特例法による合併を目指すことを確認し、平成15年2月、各町村の議会において、法定合併協議会の設置議案が可決されました。この議決に基づき、平成15年3月1日に大野郡5町2村合併協議会を設置し、また、3月17日には、県の合併重点支援地域の指定を受けたところです。

法定協議会設置以後、朝地町、犬飼町では平成15年5月に合併の枠組みを問う住民投票が実施されました。また、同年7月には、三重町が協議会からの離脱を表明し、約5ヶ月間の協議中断を余儀なくされました。

平成15年12月、県の仲介による合併協議再開後は、毎月2回のペースで協議会を開催するとともに、新市まちづくり計画の策定、各町村の住民座談会などに取り組んでまいりました。

これまで決して平坦な道のりではありませんでしたが、計23回の協議会を重ね、52の協定項目すべてについて協議確認がなされ、全ての議会で廃置分合議案が可決されましたので、本日の合併協定調印式を迎えることとなりました。

簡単ですが、以上をもちまして、経過報告の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。



広瀬大分県知事、佐々木県議会議員と大野郡5町2村合併協議会委員

広瀬大分県知事へ「廃置分合(合併)申請書」を提出

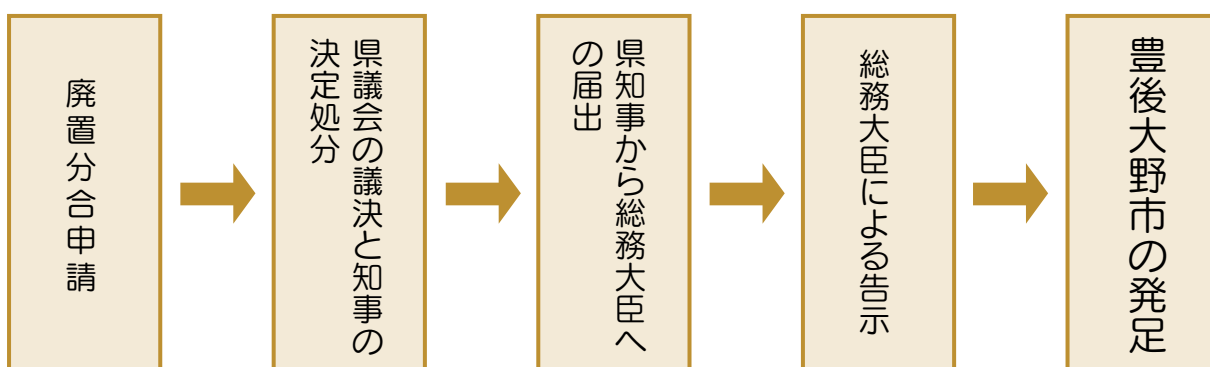
合併協定調印式終了後、大野郡5町2村の7町村長から広瀬大分県知事に「廃置分合(合併)申請書」を提出しました。

今後は、平成17年3月31日の合併に向けて、大分県及び国の手続きが行われることとなります。



広瀬大分県知事へ「廃置分合(合併)申請書」を提出

◆ 大野郡5町2村合併までのスケジュール ◆



編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（大原総合体育館内）
 ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール info@ohnogun-gappei.jp
 TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148